

1. 議 事 日 程（4 日 目）

（平成27年那智勝浦町議会第3回定例会）

平成27年9月10日

8時58分 開 議

於 議 場

日程第1	議案第54号	和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同約の変更について……………	173
日程第2	議案第55号	那智勝浦町個人情報保護条例の全部を改正する条例……………	174
日程第3	議案第56号	那智勝浦町半島振興対策実施地域における固定資産税の特 別措置に関する条例の一部を改正する条例……………	179
日程第4	議案第57号	那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例……………	180
日程第5	議案第58号	那智勝浦町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一 部を改正する条例……………	182
日程第6	議案第59号	那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更について……………	183
日程第7	議案第60号	平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）……………	186
日程第8	議案第61号	平成27年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予 算（第1号）……………	205
日程第9	議案第62号	平成27年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算 （第1号）……………	206
日程第10	議案第63号	平成27年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第 1号）……………	208
日程第11	議案第64号	平成27年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算 （第1号）……………	209
日程第12	議案第65号	平成27年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）……………	211
日程第13	議案第66号	教育委員会委員の任命について……………	212
日程第14	発議第1号	那智勝浦町議会議規則の一部を改正する議会議規則……………	213
日程第15	発議第2号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例……………	214
日程第16	意見書第1号	国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わな いよう求める意見書（案）……………	220
日程第17	請願、陳情の委員会付託について……………		224

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	荒尾典男	2番	左近誠
3番	下崎弘通	4番	中岩和子
5番	石橋徹央	6番	金嶋弘幸
7番	曾根和仁	8番	引地稔治

9番 亀井二三男

10番 津本・光

11番 森本隆夫

12番 東信介

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町長	寺本眞一	副町長	植地篤延
教育長	森崇	消防長	江崎光洋
参事 (総務課長)	城本和男	教育次長	下康之
総務課長	矢熊義人	会計管理者	田代雅伸
国体推進室長	喜田直	税務課長	久葛章功
病院事務長	玉井弘史	福祉課長	大江政典
住民課長	在仲靖二	建設課長	橋本典幸
観光産業課長	関正行	総務課主幹	塩地法政

4. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	伊藤善之
事務局主査	青木徳之
事務局副主査	疋田晋一

~~~~~ ○ ~~~~~

8時58分 開議

〔4番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） おはようございます。

ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第54号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（中岩和子君） 日程第1、議案第54号和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第54号和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更について御説明を申し上げます。

〔議案第54号朗読〕

次のページをお願いいたします。

和歌山県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約。

和歌山県市町村総合事務組合同規約（昭和34年規約第1号）の一部を次のとおり改正する。

別表第1並びに別表第2、第3条第1項第1号に掲げる事務の項、及び第3条第1項第2号に掲げる事務の項中、那賀老人福祉施設組合を削る。

附則、この規則は平成28年4月1日から施行するというものでございます。

別紙の新旧対照表のほうをごらんいただきます。

別表第1の欄につきましては、組合を組織する地方公共団体を記載しております。

そして、次のページ、別表第2の第3条第1項の事務の欄につきましては、常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務について共同処理する団体を記載しております。

そしてまた、その下のページ、別表第2の第3条第1項第2号の事務の欄につきましては、議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務について共同処理をする団体を記載しております。

今回の改正につきましては、右側のほうにあります下線を引いております那賀老人福祉施設組合が平成28年3月31日をもって解散するのに伴い、同日付で和歌山県市町村総合事務組合を脱退する旨の通知があったため、和歌山県市町村総合事務組合同規約の改正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第54号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第55号 那智勝浦町個人情報保護条例の全部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第2、議案第55号那智勝浦町個人情報保護条例の全部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第55号について説明をさせていただきます。

〔議案第55号朗読〕

今回の改正の概要でございますが、特定個人情報等の取り扱いにつきまして定める改正となっております。特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む情報でございます。行政手続における特定の個人を識別するため、番号の利用等に関する法律、以下番号利用法、マイナンバー法と呼ばれているものでございます。この規定によりまして、本年10月5日からマイナンバーの利用が開始されます。マイナンバーの利用開始に伴いまして、本条例におきましても特定保護情報に係る規定の追加など所要の改正が必要となってまいります。

本町におきましては、平成17年に個人番号保護条例が制定されておりますが、各条文を精査いたしましたところ、条文内の内容等に詳細に規定するほうが望ましい箇所が多数存在することから、条例を全部改正し、再度整備を行うものでございます。

まず、このマイナンバー法、番号利用法の概略について御説明をさせていただきます。

この番号利用法につきましては、去る平成25年5月31日に施行されておりますが、本年の10月5日からマイナンバーに関する規定が施行され、国民一人一人に12桁の番号、マイナンバーが割り振られ、順次通知されることとなっております。

なお、マイナンバーを含む個人確認状況の提供、実際の利用は、来年の1月1日からとなり

ます。

このマイナンバーによりまして、住民の皆様には行政手続の際の添付書類が不要になるなどの利便性の向上、行政につきましても行政事務の効率化などメリットが期待されております。

また、民間におきましても、従業員の給与、それから社会保障など行政にかかわっている場面におきましても利用されることとなっております。

ただいま申し上げましたように、マイナンバーは行政手続に関して利用されるのみですが、利用の範囲は番号利用法のほうで規定されておりまして、社会保障、税、災害対策の分野にのみ限定されております。しかしながら、この利用範囲では所得情報など重要な個人情報も含まれることから、マイナンバーだけでなく、マイナンバーを含む情報自体を特定個人情報とし、法律により厳しい制限を課しております。

これらの状況を踏まえまして、本条例にも特定個人情報に係る規定などを加える必要があり、番号利用法の要請する厳しい管理、そしてまた今日の個人情報保護に対する国民の意識の高まりなどに応えていくため、今回の改正をお願いするものでございます。

このページ以降が全部改正した条例の内容となっております。

本条例、個人情報保護条例の目的といたしましては、この第1条を見ていただきますが、この条例は、高度情報通信社会の進展に鑑み、個人情報の取り扱いについての基本的条項を定めるとともに、那智勝浦町の実施機関に対し、本人が固有個人情報の開示、訂正、消去及び目的外利用等の停止を請求する権利を明らかにすることにより、町政の適正な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護することを目的といたしております。

目次のところですが、第1章は総則で目的や定義等を定めております。2章が個人の情報の収集、管理及び利用について、第3章が個人の情報の開示、訂正の請求、第4章では救済の手続等、そしてまた第5章では指定管理者等の責務並びに町長の権限、第6章では罰則規定、第7章は雑則を定めております。

今回の改正の概要でございますが、条例に規定することが必要な主な項目といたしましては、まず1つ目には特定個人番号の定義、それにつきましては第2条のところで定義をしてございます。2条の4で定義をしております。

そしてまた、15条のところですが、15条のところには目的外利用の制限に関する規定、これにつきましてはこの15条で規定しております。

そしてまた、同じく15条で提供の制限に関する規定もこちらのほうで行っております。

そしてまた、重要な点としましては、18条では開示、訂正及び利用の停止の請求を行うことができる代理人に関する規定につきましては18条の2で、そしてまた25条には利用停止の請求の条件に関する規定を25条の3、4で定めてございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年10月5日から施行するものとなっております。

以上でございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） この条例改正案は、結局マイナンバー制を那智勝浦町においても導入するという確認されるものですね。それだけちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 今回の改正につきましては、個人情報保護条例、以前にも平成17年に制定しておりますが、そちらについて全部改正を行うというものでございます。その関連につきましては、マイナンバーの利用に関するものが主となっております。実質、マイナンバーを導入するに際しましてはこのような改正が必要となっております。マイナンバーにつきましては、国の補助金等も入れましてシステム改修等を進めてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はありませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） マイナンバーということは物すごい量の情報が入ってると思うんですけど、それは流出した場合やったら罰則は法律で決まってると思うんですけど、その辺のセキュリティというのはどういうような形で考えられてあるのか、その辺、済いませんがよろしくをお願いします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 町の行政の電算システムに対しましても、マイナンバー12桁が入ってまいります。それに関連しまして、いろんな情報はより厳重に守っていかなければならないところでございます。

セキュリティにつきましては、今のところ電算システムにつきましては、ほかの個人情報と同じなんですけども、業務系と情報系を2つに分けてございます。そういうネットワークを使っておりますので、今の状況と変わりなくセキュリティは確保できるものと考えてございます。

そしてまた、罰則規定なんですけども、今回の個人情報保護条例を制定するに当たりまして、罰則規定につきましても厳しい罰則規定を制定しております。ほかの条例も参考にちょっと見てみたんですけども、最も厳しい規定になっております。個人情報保護条例の中では、最高で2年以下の懲役、100万円以下の罰金と重い重罰が科せられてございます。

以上でございます。

〔10番津本・光君「今のことに関連して質問できますでしょうか」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） 関連じゃなくて、質問で。

じゃあ、10番津本君。

○10番（津本・光君） この問題につきまして、この間学習会でもそれが出されました。新議員の研修のときに。その際も私質問したんですが、いわゆる個人の、先ほど東議員が質問された中身と同じでありまして、セキュリティの問題が本当に確保できるのかどうかという質問に

対しては、講師の方も曖昧な返事されましたですね。だから、完全にそれが守られるという保証が今のところはない。なぜならば、あの国の年金の取り扱いの情報漏えいの問題もあります。あれさえまだ基本的に解決されておられません。だから、今マイナンバー制に導入する手続については、これ簡単に僕は地方の段階においてすべきじゃないというふうに考えております。そうしないと、個人の情報が……。

○議長（中岩和子君） 意見になってます。

○10番（津本・光君） 済いません。そういうことで、セキュリティー問題がきちんと確保されていないのだという心配がありますので、その点について再度お尋ねします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員御指摘のセキュリティーの問題なんですけども、本町におきましては、住民情報等、収納状況等、行政は重要な情報を扱っております。このセキュリティーの問題につきましては、町は、先ほども申し上げましたが、個人の情報が入っている業務系の端末と、外とつながっている情報系の端末、これを別にしております。ですから、外から中へ入ってくることはないような形になっております。今回のマイナンバーを導入するに当たりますとも、そのあたりのセキュリティーの重要性というものが話をされておりますので、セキュリティーの原則に基づきまして今後とも取り扱いを行っていきたくて思っております。

このマイナンバーにつきましては、マイナンバーを利用する利便性と、それからこういう情報漏えいという問題がお互いに絡み合っておりますけども、今回につきましては利便性を重視するということで導入を図っております。同時に、セキュリティー対策を十分行っていきたくて思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 議員はこのマイナンバー制度に関しての勉強会とかはしたんですけど、広報とか瓦版とかいろいろありますけど、その広報の仕方はありますけど、住民の方々に対してのマイナンバー制度導入の意義とかそういうようなところを端的に伝えるということはするかどうか、ちょっと確認、お願いいたします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） マイナンバー制度に対する広報の関係でございますけども、ホームページ等には27年1月から掲載をしてございます。そしてまた、広報紙では、この7月号の広報でマイナンバー制度の説明をさせていただいております。そしてまた、事業所の関係におきまして、行政だけでなく事業所の関係におきましても給与とか社会保障の関係が出てまいりますので、こういうふうな政府公報が出ておりますので、そちらのほうで住民の周知を図っているものと考えております。町に関しましては、ホームページと広報で広報させていただきます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

10番津本君。反対討論ですか。

○10番（津本・光君） はい。今出された案ですが、私のほうはこの件に関して、地方のほうではまだかなという思いでおったんですが、今改めて聞いてちょっとびっくりして、早いなというふうな感じがしております。

確かに国会のほうでは成立を見ておりますが、地方においては、やはり情報が漏れるということはかなり心配されております。ほんで、既に年金の問題、先ほどもちょっと言いかけて申しわけなかったんですが、漏えいの問題が生じて、その問題は基本的には解決をしておりません。お互いの責任のなすりつけ合いのようなことが当局のほうでも行われておりますので、そういう状況の中で、完全に地方において私たちのプライバシーの問題がセキュリティーが確立されて守られるかということについては非常に疑義を感じます。その点について、先ほどの話でもさせてもらいましたように、学習会のときに講師の方に質問したところ、やっぱり講師の方も頭をかしげておられましたですね。ですから、先ほどの、私は総務のほうでありましたように、いわゆる個人のプライバシーを守るということよりも利便性のほうを考えるとということであれば、やはりそういうセキュリティーの問題は、確保すると言いながら、実際問題では今までは現実に確保されておきませんので、そういう意味で今回、もうちょっと慎重に対応すべきじゃないかなということで、慌ててすることはないというふうに私は考えております。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第55号について原案のとおり可決することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~


日程第3 議案第56号 那智勝浦町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第3、議案第56号那智勝浦町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 議案第56号那智勝浦町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

〔議案第56号朗読〕

那智勝浦町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例は、半島地域である那智勝浦町の産業振興及び事業推進化の取り組みとして、固定資産税の不均一課税を定めたものでございます。

今回の改正資料として新旧対照表をつけさせていただいております。説明は新旧対照表のほうで説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

新旧対照表の条文の下の線で囲んだ枠内が条文の内容を説明したものでございます。

第1条の条文の下の枠内をお願いします。

第1条の改正は、半島振興法の一部を改正する法律（平成27年法律第6号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日からの期限の延長、半島振興法第9条の2第9項において主務大臣の産業振興促進計画の認定の規定が創設、半島振興法第17条において地方税の不均一課税地の減収補填措置の対象業種が製造の事業及び下宿営業を除く旅館業に加え、農林水産物等販売業及び情報サービス業等が追加されたため、改正するものでございます。

なお、この条例の施行日は公布の日からとし、適用日は今回の主務大臣の認定を受けた産業振興促進計画に記載された計画期間の初日の平成27年4月1日からとさせていただいております。

以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第56号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第57号 那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第4、議案第57号那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 議案第57号を御説明申し上げます。

〔議案第57号朗読〕

次のページをお願いします。

那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例。

第1条、那智勝浦町手数料条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中、住民基本台帳カードの交付1件につき500円を、改正では住民基本台帳カードの交付1件500円の下に「個人番号通知カードの再交付1件につき500円を加える」に改めるものでございます。

第2条といたしまして、別表中でございます。住民基本台帳カードの交付1件につき500円、そして個人番号通知カードの再交付1件につき500円を、個人番号通知カードの再交付の下に「個人番号カードの再交付」を加え、「1件につき800円」を加えるものでございまして、住民基本台帳カードが制度改正に伴って平成27年12月28日で交付を廃止されるものでございまして、削除いたすものでございます。

附則、この条例中、第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行するものでございます。

本条例の改正に至る経過といたしまして、平成27年4月17日付で総務省事務連絡「通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の取り扱いについて」がございました。

まず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、（通称）マイナンバー法と申し上げますが、に基づく通知カード及び個人番号カードの初回交付手数料につきましては、国が全額費用を負担いたします。そのため、個人に対しては無料でございます。そして、さらに滅失や盗難等の理由によってそれぞれのカードを再交付する際の考え方といたしまして、受益者負担とすることが示されております。これによりまして今回の条例改正を行って、それぞれのカードの施行期日に合わせまして、通知カードの再交付については改正する条例第1条で、個人番号カードの再交付は改正する条例第2条で、那智勝浦町手数料条例

を改めるものでございます。

改正条例の金額につきましても、総務省の示す額となっております。

以上で御説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっと1点確認させていただきます。

その個人番号カードの再交付なんですけども、1件につき800円ということなんですけども、年齢が20歳以下の場合には有効期限5年ということで、そのまま、まあ言うたら更新されるわけなんですけども、ゼロ歳児から亡くなるまでが対象になるんですね、このカードは。ですから、ゼロ歳児が5歳になったときに、ゼロ歳のときに個人カードをもらってた場合ですよ、5歳になったときに更新せなあかんと。そのときも800円要るのかどうかね。そういう点ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） お答えいたします。

基本的には、再交付は受益者負担ということで手数料条例に該当するものと考えております。ただ、説明文が、我々いただいております中では、記載事項がカードの余白が全部なくなった場合とか、そういった場合については再交付も無料で行えるということもございます。現在のところ、その部分でしかお答えができません。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 先ほどの説明では、滅失とか盗難の場合は再交付で費用が要ると。これはもう5年というのは国のほうのマイナンバー法で決まってる規定なんですよ。で、しょうね。20歳以下の場合の有効期限は5年ということになってるんですね。ですから、5年後、20歳以下、18歳以下でしたら大体扶養されてる人が多いんですよ。その人らがカードをつくった場合に、5年ごとに親は負担しながら再交付してもらわんならん。そういうちょっと負担が出てきますんでね、その点ちょっと十分確認させていただいて、該当するのどうか、またきちんと調査していただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 現時点では、5年目で該当するものと考えております。ただし、順次マイナンバー法につきましても、いろいろな情報が国からも出てございまして、今後この部分についての改正があれば本文につけ加えたいと思います。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 改正前は個人番号カードの再交付500円ですよ。改正後、個人番号カードの再交付が800円ということは、これは各自治体で金額は決めたらええですよ。800円じゃなけりゃあかんということはないですよ。500円でも別に住民サービスとしてそのままいくことも可能ですよ。

○議長（中岩和子君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 総務省のほうで示されております金額のとおり那智勝浦町手数料条例を改正いたしております。

〔8番引地稔治君「変えることはできるん」と呼ぶ〕

当面、事務担当といたしましては、変えることを検討はいたしておりません。

○議長（中岩和子君） 検討はしてなくても、変えることはできるんかという。

○住民課長（玉井弘史君） 全国統一の手数料単価と認識しております。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第57号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第58号 那智勝浦町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第5、議案第58号那智勝浦町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

消防長江崎君。

○消防長（江崎光洋君） 議案第58号那智勝浦町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

〔議案第58号朗読〕

改正の趣旨は、上位法である消防組織法の改正に伴うものです。

次のページに新旧対照表をつけております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第58号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第59号 那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（中岩和子君） 日程第6、議案第59号那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第59号那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更について御説明を申し上げます。

〔議案第59号朗読〕

那智勝浦町過疎地域自立促進計画につきまして、この計画の表の中に5つの事業を追加するものでございます。これらは平成27年度、本年度に予算計上されておまして、過疎債の借入れを予定しているものでございまして、財政的にも有利な過疎債を利用するため、過疎計画に必要な内容を追加するものでございます。

まず、1ページをごらんください。

区分の1、産業の振興の変更前と変更後を記載してございます。変更後の右側の中段の事業、(8)観光またはレクリエーションの事業内容に下線を引いております紀伊勝浦駅公衆トイレ改修事業、それから那智駅交流センター改修事業、大門坂駐車場整備事業、この3つの事業内容を追加するものでございます。

次のページ、2ページをお願いします。

区分の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の欄では、右側の中段の事業、(1)市町村道、道路、橋梁、その他で事業内容に下線を引いている天女2号橋改修事業、L=4.6メートル、W=3.7メートルの事業を追加するものでございます。

次、飛びますが、5ページのほうをお願いします。

次の区分3では、生活環境の整備、右側の中段の事業名、下線を引いております廃棄物処理施設、ごみ処理施設、事業内容につきましては紀南広域最終処分場整備事業、事業者につきましては紀南環境広域施設組合、これを追加するものでございます。この事業につきましては、紀南の10市町村で構成します一部事務組合を含めた紀南環境広域施設組合におきまして、田辺市内に新しい最終処分場の計画を進めるものでございます。また、廃棄物処理施設につきましては、これまで本町の過疎計画に記述がなかったため、今回、ちょっと戻っていただきますが、3ページのほうになります。3ページの過疎計画の(1)現状と課題、それから次の4ページの(2)その対策で、この下線を引いている廃棄物処理施設の記述をそれぞれ追加しております。この過疎計画につきましては、平成22年4月1日から28年3月31日までの6年間の計画で策定しております。

本計画の策定は過疎地域市町村の義務規定ではありませんが、過疎対策事業債を活用するためにはこの過疎計画の策定が必要であり、かつ過疎計画に当該事業を盛り込んでいるかということが条件となりますので、今回変更をお願いするものでございます。

以上でございます。どうかよろしくをお願いします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

○12番（東 信介君） 質疑じゃないんですけど、誤字があるんで、訂正したほうがええじゃないですか。1ページの「ジンコウエイセイ」。

○議長（中岩和子君） それを訂正していただくように、また。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 申しわけございません。提出した議案の中に誤字がございます。1ページの(9)の過疎地域地域自立促進特別事業のところの「ジンコウエイセイ」という文字でございますが、誤っております。宇宙に飛んでおります人工衛星のほうの正式な文字に訂正をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中岩和子君） よろしいですか。

それでは、質疑を行います。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっと確認なんですけどね、1ページ目の紀伊勝浦駅公衆トイレ改修事業とあるんですけども、紀伊勝浦駅のトイレは町有財産なのかどうか、ちょっとその点確認したいと思います。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） お尋ねの紀伊勝浦駅の公衆トイレの関係ですけど、土地はJRということで、建物については町有財産と認識しております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） この財産に関する調書、この中のどこに載っているんか、ちょっと教えて

いただきたいと思ひます。

○議長（中岩和子君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時52分 休憩

10時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 貴重な時間、申しわけございません。

J Rの紀伊勝浦駅のトイレの関係でございますが、財産に関する調書の台帳のほうを確認したところ、台帳のほうにはありません。今後精査をいたしまして、次回、財産に関する調書を作成するときに調整させていただきたいと思ひます。申しわけございません。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。続けてね。

○3番（下崎弘通君） 精査していただいたら結構なんですけども、何か観光のほうでひょっとしたらそういう取り決めというか、何か管理についてあるんかもしれませんが、その点十分注意していただいて、その次に補正予算で改修の予算がありますんで、町の財産でも何でもないので改修するということ自体もできるものなのか、そのつじつまが合うものなのかちょっと疑問になってきますんで、その点十分調査していただきたいと思ひます。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 財産に関する調書の記載不備、申しわけございませんでした。今後、再度調査、精査をいたしまして、記載のほう誤りのないようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第59号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第60号 平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）

○議長（中岩和子君） 日程第7、議案第60号平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第60号平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,653万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億3,121万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計で、補正前の額86億1,468万3,000円、補正額1,653万4,000円、計86億3,121万7,000円となっております。

3ページ下をお願いします。

歳出ですが、款1の議会費から、次のページ5ページをお願いします。

款10の災害復旧費までの歳出合計は、補正前の額、補正額、計の合計とも歳入と同額でございます。

6ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正です。色川小中学校新校舎建築工事監理業務委託、色川小中学校新校舎建築工事について、平成28年度の債務負担行為補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、後ほど教育次長のほうから説明をさせていただきます。

7ページをお願いします。

第3表地方債の補正です。起債の目的欄中、過疎対策事業から現年補助災害復旧事業まで、補正前の額15億4,130万円に2,539万8,000円を減額し、補正後の限度額を15億1,590万2,000円とするものでございます。

8ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。

1、総括として、このページの歳入、次のページの歳出について、それぞれ1,653万4,000円の増額をお願いしてございます。

歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金が2,006万7,000円、地方債のほうは減額の5,800万円、一般財源につきましては5,446万7,000円となっております。

10ページをお願いします。

2、歳入です。

款10地方交付税、目1地方交付税につきましては、補正額554万円を減額し、計は27億9,729万6,000円となっております。

款14国庫支出金、目1総務費国庫補助金につきましては、補正額52万6,000円を追加し、計は4,325万2,000円となっております。

社会保障・税番号制度、通称マイナンバー制度の導入によりまして、平成27年10月から住民票に記載のある方に個人番号が指定され、地方公共団体情報システム機構から通知カード、個人カード交付申請書などが全住民に送付、郵送されます。この事業の関係で、個人番号カード交付事業費補助金52万6,000円を受け入れるものでございます。

12ページをお願いします。

款21町債、項1町債の目5商工債から目10臨時財政対策債まで、説明欄記載の事業につきまして2,539万8,000円減額の補正をお願いするものでございます。

13ページ下をお願いします。

3、歳出です。

各科目の人件費の補正でございますが、款1議会費、目1議会費では、節2給料、節3職員手当等、節4の共済費が減額となっております。このように31ページの款9教育費、目1社会教育総務費まで、それぞれの科目で人件費の補正をお願いしております。当初予算で人件費を計上しておりますが、人事異動により過不足が生じてまいります。その分の人件費の調整を今回の補正でお願いをしております。

戻っていただきまして、今度は14ページをお願いします。

目1一般管理費については、人件費の補正となっております。

目4の出張所費につきましては、宇久井出張所のエアコンの備品購入に係るものでございます。

目6の電子計算費52万6,000円につきましては、個人番号カード交付事務費で、個人番号カード交付事業で交付に必要な消耗品費、また通信運搬費、郵送料となっております。先ほど歳入で説明させていただきました国庫補助金が充当されております。

目7企画費、節19負担金、補助及び交付金321万3,000円につきましては、地域活性化対策事業補助金で南平野、小阪地区の飲料水の供給施設整備事業に係るものでございます。南平野区につきましては、当初予算でお願いをしておりましたが、利用する家庭がふえたことなどにより、110万7,000円の補正を今回お願いをしております。小阪区210万6,000円につきましては、新たに補正をお願いするものでございます。

目8姉妹都市費の旅費の47万5,000円と自動車等借上料71万6,000円につきましては、全国勝浦ネットワーク会議の関係で千葉県勝浦市の芸術文化交流センターの1周年の文化祭に高芝の獅子舞が出演をするもので、その費用をお願いしております。会場借上料は、これも勝浦ネットワークの関係で、NPOで活動をしておられる南紀勝浦ひなめぐり事業の体育文化会館で行われますビッグひなめぐりにつきまして、会場費用を町が負担するものでございます。

目10町営バス運行費につきましては、平成27年9月末をもって廃止される熊野交通路線バ

ス、新宮潮岬線の代替として走らせる町営バスの予約タクシーの委託料とバス停の整備に係る費用をお願いするものであります。

資料をごらんいただきたいと思います。

町営バスの関係資料、このような資料をつけてございます。こちらのほうをお願いします。

下里出張所、下里から浦神の瀬田までの間でございます。予約をしていただきまして、浦神の瀬田を、例えばこの表の中の第1便の瀬田、7時34分に予約タクシーで乗っていただきまして、下里には7時45分に着きます。7時56分発の太田線で、例えば勝浦とか町立温泉病院に8時16分に着くというふうなコースになります。帰りにつきましても、予約していただければ、10時23分の町立温泉病院を例えば出たとして、下里に10時43分に着き、この予約タクシーの時刻表にあります10時43分下里を出て浦神、瀬田に10時54分に着くというふうな時刻表となっております。区間につきましては、下にあります地図のとおりでございます。

そしてまた、バス停のイメージとしましては、右にこのようなものを停留所の標識のイメージを予定してございます。

浦神一下里間を予約タクシーで走らせるもので、町営バス太田線に接続するもので考えてございます。この間の利用料を100円として考えてございます。追加の議案におきまして町営バスの条例改正をお願いしたいと考えてございます。

29ページをお願いします。

款8消防費の最後になりますが、目5災害対策費、節11需用費100万2,000円につきましては、宇久井地区の防災行政無線設備修繕と下里小学校裏避難路誘導照明及び下里天満避難タワーの照明に係る修繕料をお願いするものでございます。

総務課の関係につきましては以上でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（中岩和子君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 住民課の関係について御説明申し上げます。

歳出、18ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目8重度心身障害児者福祉医療費、節区分23でございます。償還金、利子及び割引料、補正額6万1,000円は、前年度事業費確定に伴う、備考欄記載のとおり、県支出金の返納金を補正するものでございます。

次に、20ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節区分1報酬、補正額8万4,000円、そして節区分11需用費、補正額1万2,000円です。条例に基づきまして廃棄物減量等審議会開催のため、委員9名の報酬及び会議開催時の食糧費でございます。廃棄物処理手数料の関係、そして循環型社会推進地域計画について御審議をいただく予定であります。

次に、下のページです。

項2清掃費、目1塵芥処理費、節区分11需用費、補正額854万3,000円は、当初予算におきまして現クリーンセンターの包括委託契約以外の緊急修繕費用といたしまして500万円予算化していただいております。上半期の緊急修繕がかなり出てございまして、運転管理委託先と6月

と8月に協議を重ねた結果、下半期においても必要な箇所が生じる見込みが大きいという見込みが示されまして、予算措置をお願いするものでございます。

住民課の関係は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

済みません。訂正します。廃棄物減量審議会委員は、12名が定数でございます。訂正します。

○議長（中岩和子君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節4子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金、補正額90万円の増をお願いするものでございます。子育て世帯臨時特例給付金につきましては、消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として平成26年度に引き続き実施するもので、給付額は対象児童1人につき3,000円でございます。平成27年度におきましては、平成26年度における支給対象者に加え、消費税率引き上げの影響を踏まえ、特に配慮が必要と考えられる低所得の子育て世帯に対して手厚い措置を講ずる等の観点から、臨時福祉給付金の支給対象世帯を含めて支給することになりました。これに係る国からの通知が県を通じて届いた時期が、当初予算締め切り後の平成27年2月中旬以降でございました。以上のことから本議会で補正をお願いする次第でございます。全額国庫負担となっております。300名の増を見込んでおります。

17ページをお願いします。

歳出でございます。

目3老人福祉費、節28繰出金、補正額72万4,000円の増につきましては、介護保険事業費特別会計への繰り出しでございます。内容につきましては、人事異動に伴う人件費の増によるものでございます。

19ページをお願いします。

目1児童福祉総務費、節19負担金、補助及び交付金、補正額90万円の増につきましては、説明欄記載の子育て世帯臨時特例給付金で、支給対象に臨時福祉給付金の支給対象世帯も含まれたことに伴うことによるものでございます。全額国庫負担で、歳入と同額でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 観光産業課の関係について御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目5商工費補助金、節1観光施設整備補助金の496万6,000円につきましては、紀伊勝浦駅公衆トイレ改修工事に係る2分の1を受け入れるものでございま

す。

目8 災害復旧費補助金、節1 農林水産施設災害復旧費補助金2,800万円につきましては、小阪大野線災害復旧工事の2分の1を受け入れるものでございます。節2 県土防災対策治山事業費補助金250万円につきましては、勝浦小学校防災対策治山工事の2分の1を受け入れるものでございます。

23ページをお願いします。

歳出でございます。

款5 農林水産業費、項3 水産業費、目1 水産業総務費、節15 工事請負費80万円につきましては、シーハウス熊野灘浄化槽改修工事でございます。老朽化によりましてマンホール部分が腐食してございまして、このマンホールの外枠とマンホール自体の取りかえ工事、そしてブローも2基のうち1基が故障となっておりますので、こちらをあわせて取りかえ工事をお願いするものでございます。節19 負担金、補助及び交付金の48万円につきましては、和歌山県漁港漁場協会負担金のうち、本年度町内で実施されます県営事業に係る事業割部分について補正をお願いするものでございます。この補正につきましては、当初予算では間に合わないこの時期でしか数字のほうわかってきませんので、今回補正をお願いするものでございます。

25ページをお願いします。

款6 商工費、項2 観光費、目2 観光振興費、節13 委託料の43万2,000円と節15 工事請負費950万円につきましては、紀伊勝浦駅公衆トイレの改修費用の補正をお願いするものでございます。

お配りしております資料の平面図をごらんください。

図面上部が線路側でございます。向かって左が現在の平面図、右が改修予定の平面図となっております。赤い線の部分につきましては改修箇所、青の線が既存の設備を使う部分でございます。女子トイレのほうに洋式便器、おむつ交換ベッド、ベビーチェアをそれぞれ1基追加いたしまして、多目的トイレの入り口を駅側に配置がえをするものでございます。多目的トイレの入り口を変更することによりまして、スロープの入り口がトイレの前面まで来ております。こちらにつきましては、県条例によりスロープの傾斜角度が規制されてございまして、これをクリアするためにはこういう形状にならざるを得ないためでございます。健常者につきましては、下の踊り場に通路を設けまして、駅側から入れるように設計をしております。これによりまして、幼児を抱えた女性のニーズに対応し、多目的トイレの使用状況を駅側からも確認できるよう、勝浦の玄関口のトイレを整備することができるかと考えてございます。

32ページをお願いいたします。

款10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費、目2 県土防災対策治山事業費、節15 工事請負費600万円につきましては、勝浦小学校防災対策治山工事の補正をお願いするものでございます。7月16日の台風11号により山が崩れてございます。施工箇所は、小学校のグラウンドに上がる通路の入り口の左側でございます。施工面積は510平米となっております。

なお、600万円のうち100万円につきましては伐採工事に係るもので、補助対象外となっております。

ございます。

次に、目3林道施設災害復旧費、節13委託料130万円と節15工事請負費5,600万円につきましては、5月12日の台風6号により土砂崩れが発生し、現在通行どめとなっております小阪大野線の災害復旧に係る補正をお願いするものでございます。

こちらは資料をつけさせていただいてございます。資料の図面の赤い部分が崩落箇所でございます。こちらの崩落箇所ののり面吹きつけ1,386平米と道路の舗装工事等をお願いするものでございます。こちらにつきましては、7月16日に災害査定を受けてございますので、今回補正をお願いするものでございます。

観光産業課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

10ページをお願いします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目7災害復旧費国庫補助金、補正額4,000万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分1土木災害復旧費補助金でございます。説明欄記載の井谷線地すべり災害復旧事業の補助金の受け入れでございます。補助率は3分の2でございます。

11ページをお願いします。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入、補正額2,740万5,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分1雑入でございます。説明欄記載の工事前払保証金でございます。自己破産いたしました業者との契約におきまして、前払い金40%に対する出来高不足分の保証会社からの保証金の受け入れでございます。

26ページをお願いします。

歳出でございます。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、補正額10万8,000円の減額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分19負担金、補助及び交付金90万2,000円の増額をお願いするものでございます。国・県工事に伴います関連協会への負担金でございます。

27ページをお願いします。

項2道路橋梁費、目1道路維持費、補正額950万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の町道維持修繕工事でございます。

目2道路新設改良費、補正額1,531万5,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分14使用料及び賃借料117万3,000円につきましては、説明欄記載の土砂置場敷地借上料でございます。大谷残土処理場への進入道路新設工事を天満及び井関両方から工事を進め、完了いたしました。井関側の民間企業用地を借り上げて残土の仮置き場としております。借地面積は約3,909平方メートル、借地料は1カ月1平方メートル当たり100円でございます。

ます。金額につきましては、国土交通省及び和歌山県が借地している金額と同額でございます。今後の発注工事で、大谷残土処理場への残土処分を予定しております。節区分15工事請負費1,300万円につきましては、説明欄記載の道路改良工事1件、側溝改修工事2件、舗装工事1件でございます。

続きまして、28ページをお願いします。

項3河川費、目1河川改良費、補正額2,198万5,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分13委託料430万円につきましては、説明欄記載の高岸排水路土壌調査業務委託30万円及び荒堀川測量設計業務委託400万円でございます。下里地内の町管理河川荒堀川は、護岸が石積みで施工されていますが、コンクリートを使用しない空石積み工法のため、老朽化により石積みが崩壊し、隣接する民地の工作物である擁壁や庭石に亀裂が入り、将来的に家屋に影響が出る可能性がありますので、測量し、改修計画を作成する業務委託でございます。今後は緊急性のある場所から工事を進める予定でございます。節区分15工事請負費1,352万4,000円につきましては、説明欄記載の天満排水路工事及び荒堀川改修工事と江川樋門整備工事でございます。天満排水路工事は、天満地内への管渠汚水を調整する那智中学校近くの樋門が老朽化により調整機能が低下したための改修工事でございます。荒堀川は、委託料で説明させていただきました緊急性のある箇所での改修工事でございます。江川樋門整備工事につきましては、業者からの工事続行不能届による再入札でございます。節区分19負担金、補助及び交付金417万8,000円につきましては、説明欄記載の急傾斜工事業の県事業負担金でございます。浦神地内の奥の谷、湯川地内の倍地、勝浦地内の小坂、中里地内の中里、二河地内の橋ノ前でございます。

項5都市計画費、目3下水道事業費、補正額135万8,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分28繰出金でございます。説明欄記載の下水道事業特別会計への繰り出しでございます。

続きまして、32ページをお願いします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目2公共土木施設災害復旧費、補正額9,197万4,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の井谷線地すべり災害復旧工事及び振ヶ瀬川河川災害復旧工事でございます。

お手元に配付させていただいています資料をごらんください。

1枚目が平面図で2枚目が断面図です。地すべりの本体工事でございます。もたれ様式で町道を確保し、アンカー工法で地すべりを抑制し、のり面を安定させます。水抜きボーリングにつきましては、既に予算の承認をいただいております。

戻っていただきまして、振ヶ瀬川河川災害復旧工事につきましては、業者からの工事続行不能届による再入札でございます。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 消防長江崎君。

○消防長（江崎光洋君） 消防関係について御説明申し上げます。

29ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節区分3職員手当等です。説明欄の7行目、消防手当の減額374万4,000円と、次の行、交代制勤務手当109万5,000円の増額です。ことし3月の第1回定例会で那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例が可決されましたが、議会日程の都合上、改正前の手当額で予算計上していたものを改正後の手当額に補正するものです。このときの条例の改正の内容は、消防手当月額8,000円の廃止と交代制勤務手当1当務当たり200円を500円に増額したものです。

続いて、下の段、目2非常備消防費、節区分11需用費です。消防艇「はくりゅう」の修繕料として418万2,000円の増額補正をお願いするものです。

6月24日の定期巡航訓練において暗礁に接触する事故を起こしました。この事故で左側の船底とプロペラ周りを損傷させてしまい、その修理に係る費用です。幸いにも乗組員にけがはなく、また「はくりゅう」も右側のプロペラのみながら消防活動が可能な状態で、8月の花火大会の警備にも出動しております。この事故の原因は、頻繁には航行しない航路をとったこと、満潮で岩礁が海中に没していたが、小潮で浅かったこと、GPSプロッター等の計器の確認を怠ったことであり、申し開きはできません。この事故、消防職団員が教訓として共有し、今後の再発防止及び安全管理の徹底に努める所存です。

以上、何とぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） 教育委員会の関係につきまして御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

色川小中学校新校舎建築につきましては、第2回定例会におきまして工事請負費及び新築工事管理業務委託料をお認めいただいたところでございます。その建築工事期間は11カ月を見込んでおりまして、平成28年度までの2カ年にわたるものであります。今回、予算を整理するため、補正予算におきまして平成27年度事業見込み分と28年度事業見込み分に分けまして、27年度事業分を減額し、同額の債務負担行為を行うものでございます。

第2表債務負担行為補正、色川小中学校新校舎建築工事監理業務委託、限度額480万7,000円、色川小中学校新校舎建築工事、限度額1億5,895万5,000円につきまして、平成28年度の債務負担行為を行うものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、節3学校施設環境改善交付金5,682万5,000円の減額につきましては、備考欄記載の色川小中学校統合施設整備事業に係る国の補助金の平成28年度事業分を減額するものでございます。減額分につきましては、平成28年度予算にて再度計上させていただきます。

30ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 9 教育費、項 2 小学校費、目 3 色川小中学校統合施設整備事業費、節 13 委託料 480 万 7,000 円の減額につきましては、備考欄記載の色川小中学校建設に係る校舎新築工事監理委託料の平成 28 年度事業分を減額するものでございます。節 15 工事請負費 1 億 5,895 万 5,000 円の減額につきましては、色川小中学校建設に係る校舎新築工事請負費の平成 28 年度事業分の減額でございます。歳出の減額分につきましても、平成 28 年度予算において再度計上させていただきます。

なお、平成 27 年度と 28 年度の割り振りにつきましては、国の補助金の算出基礎が 3 カ年事業として平成 26 年度が全体の 5 %、27 年度が 55 %、28 年度が 40 %とされていることから、この数値を基本に割り振りをさせていただいたものでございます。

31 ページをお願いいたします。

項 4 社会教育費、目 4 文化財保護費、節 13 委託料 6 万 5,000 円につきましては、文化庁の補助を受けた公益財団法人日本青年文化センターが企画する、生徒数が少なく、地域的に交通が不便で芸術鑑賞の機会が少ない学校で芸術に直接触れてもらうという企画に下里小学校が応募したところ、このほど内定通知が来たことで、町負担分を補正していただくものでございます。総事業費として 36 万円ほどかかりますが、和歌山県と町が各 6 万 4,800 円を負担し、日本青少年文化センターに委託するものでございます。11 月 9 日に下里小学校体育館でひとりオペラの公演を予定しておりまして、太田小学校の児童も一緒に観賞する予定でございます。

教育委員会の関係につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

1 番 荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） 色川小の小中学校統合ですけど、これ地方債が予算のときの 3 月から 5 月の補正のときに 1 億円ちょっとふえてますよね、過疎債適用される分が。国庫の国のほうの補助金が減ってますよね。財政のほうでは、これは大丈夫かどうかというのだけ確認だけしときたいんです。財政状況で 1 億 300 万円ぐらいふえてますよね。そこら辺のほうは問題ないかだけ確認させてもらいます。

○議長（中岩和子君） 総務課長 城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 過疎債につきましては、非常に有利な起債でございます。補助金が減額した場合には、過疎債を充当させていただきまして予算の確保を考えてございます。また、過疎債につきましては、毎年大体の借入れの枠、申請も行いますけど、借入れの枠もありますけども、平成 27 年度につきましてはまだ十分、今の色川小中学校の借入れに対応する枠はあると考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9 番 亀井君。

○9 番（亀井二三男君） 1 点だけ、25 ページの観光振興費、工事請負費についてお伺いします。

7 月の臨時会におきまして設計業務委託 120 万円があったと思いますが、そのときの質疑の

中で町長は、表玄関である勝浦のトイレ、非常に今のところ現状ではほかのところと比べて見劣りがすると、恥ずかしくないようなトイレにしたいと。また、利用者の利便性を考えた中で、使いやすいようなトイレに、表玄関でありますので、やはり変えるというようなことが答弁であったと思います。私もその点については、現場を見ましたら同感ではございます。その点についてちょっとお伺いします。

まず、この資料でいただいた図面を見ますと、まず1点目、左側の現況の図面ですけれども、現況図面のスロープの始まり、ゼロ点が階段、健常者の上り口の階段のところからゼロ点のスロープのスタートになっておりますけれども、現況はこうでしょうか。恐らくまだ2メートルぐらい短くなっていると思います。そういった中でのスロープ計算、今観光産業課長が言ったように、入り口がスロープの確保等々でとれるというような説明がありましたけれども、この現況のスロープのゼロ地点はこれ果たしてこの地点であるか。

それと、町長がおっしゃったようなことが現時点では、私も見せてもらいましたけれども、この多目的トイレにつきましては、身障者の方等が入るのに鍵をかけますよね。鍵をかけて使用する。表で見える場所であっても、緊急の場合、もしここで何かがあった場合は、室内からボタンを押して緊急警報を鳴らすと思うんですよ。その鳴らしたときに、赤ランプがついて、それが周知されて救出に上がると思うんですけども、今の段階では赤いランプ、どこから見えるんですか。

それと、その管理体制、もし赤いランプがついて鳴ったら、管理体制どういうふうな形をしてるか、今現況。今、黄色いランプの上にありますよね。この黄色いランプが点滅しましたら、毎日環境へ報告してくださいというような注意書きがあるんです。赤いランプは、そこにあるだけで、何らないんですよ。あれ普通の人見たら、見たらというよりか、今僕ら見た場合、タクシーの今待ち合いの運転手さんからも見えません、あの赤いランプは。観光協会からも見えません。そういった中でどういう対応をするのか、そこら辺、今現在の状況を教えてくださいたいと思います。

そういったものを今後仮に直すとして、今度は右側のこの外周でありますけれども、町長の言われた使い勝手のいい、使いやすいものにするということですが、この多目的トイレのスロープ、これ一般的にバリアフリーの場合のスロープ角度、傾斜は何%ぐらいですか。

それと、まずトイレありきで、このトイレが十分なトイレという周知をするならば、この既存目隠し塀がございますけれども、これがないほうが、駅のほうから見て、あ、あそこにトイレがあるというのがわかりやすいと思うんですけど、その点についてお聞かせください。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

議員お尋ねのランプの件なんですけれども、確かに議員おっしゃいますとおり、見にくい場所でございます。そして、現在の態勢、ランプがついたら誰がどうやって行くんだという関係でございまして、その辺私ちょっと把握してございません。ただ、今後、議員おっしゃいますとおり、当然安心・安全なトイレにしなければならないと考えてございますので、協会のほうか

らも見えるような形を考えつつ、協会あるいは旅館組合さんのあたりとちょっと一緒に検討させていただきまして、今後の対応を考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。予算は観光産業の予算なんですけども、業務委託が建設課ということで、建設課のほうで答弁させていただきます。

議員御指摘のありました既設のスロープの出発点なんですけども、図面では目隠し壁の中央付近からこういうふうにそこからの出発になってるんですけども、再度現地を調査、精査させていただきます。駅前広場というんですか、JRの部分から少し地形的に勾配がついてるかわかりませんので、その辺再度調査させていただきたいと思っております。

それと、スロープの条件につきましては、和歌山県条例の福祉のまちづくり条例の基準がございまして、それによりますと、身障者対策ということで8%以下または12%以下ということで、緩いスロープによって身障者の方が安全に通れるようにという県の条例を守らなければなりません。今回の改修に当たりまして、その基準に合うように調整しているところなんですけども、やはり段差が少し大きいということで、今回新しい案につきましては、延長を長くして段差をなくするスロープ計画にしておりますけれども、今後施工に当たりましては基準に合った施工をさせていただきますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

それと、ランプの点灯につきましては、先ほど観光産業課長が答弁したとおり、少しでも見える位置に今後置きかえというんですか、設置がえをさせていただきます、誰が見てもわかりやすいとにしたいと思えます。さらには、先ほど観光課長が言いましたように、周辺住民の方でも対応できるように看板等を設置する、さらには役場への通報もお願いしますというように、よりわかりやすい方法をとらせていただきたいと思いますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 答弁漏れは次の回でお願いします。

今の言われたスロープ角度、8%から12%ということになりますと、1メートル当たりで、1メートル行ったところで大体8センチ以下のスロープになると思うんですよ。これ上り口のスロープのゼロ地点ありますね。ゼロ地点で、ここで車椅子の方が来たときの上り口の左車輪についていったら、この幅2メートル4センチしかないところで、正面入っていったら、これ左車輪では1メートルないんですよ、この踊り場まで。この踊り場まで1メートルもないところで、16センチ上がったんですよ。これ倍以上の勾配になったんですよ。これで障害者の方が車椅子で上れますか。今、建設課長が言われたように、今後検討した中であるということがありましたけども、こういったことを踏まえた中で、やはりその1点と、これが上れるかどうかの1点と、それから町長、使いやすくしたいということがありますが、これ一般健常者とこの多目的トイレ、例えば車椅子の方との動線がこの踊り場で交差しますわね。これ一般

健常者の方が入ってくる時はこれ見えますよ。車椅子が来やるとどう見えます。しかし、出ていくとき、出るとき、男子トイレでも女子トイレでも一般の人が出てくるときに、この踊り場から利用者の方がスロープをおりてきたときに、ぶつかる可能性は十分あるでしょう。これ動線の考えから、この構造自体非常に危険ではないですか。その点踏まえた中で、私はこのスロープの始めを直線で、真っすぐしたような形でスロープの勾配がとれないか、1点目。

それと、健常者の方と相まみえないように、健常者の方の入り口を今言うスロープの始まりのほうの公衆電話のほうから階段をつければ、男子用トイレにしても女子用トイレでも用を足しやるところは見えないので、十分可能じゃないですか。そういったほうがやはり利便性、安心して使える利便性を考えたら、そういったほうがよっぽど私はいいと思うんですけども、その点について。

○議長（中岩和子君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時10分 休憩

12時56分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 時間をとっていただきましてまことに申しわけございませんでした。

改めて9番議員の質問に対しまして答弁させていただきます。

9番議員御指摘のとおり、現在の図面ではスロープが直角に曲がって、段差が正規の8%以下の条例に基づいた8%がとれてませんので、それにつきましては再度基準に合ったスロープをとらせていただきたいと思います。

さらには、身障者用のスロープと一般用のトイレの使用を分離した形で、より安全な方向で考えておりますので、その方向で御理解のほどよろしく願いいたします。

さらには、既存の目隠し塀につきましても、今後撤去も含めまして再度検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） ぜひとも今建設課長言われたような形で検討していただきたいと思いません。

また、今後におきましても、やはり今の目隠しの塀とか、トイレマークが一つもついてない状況でありますので、そこら辺も十分考慮に入れた施工にしていきたい。

また、緊急事態が発生した際の協会、組合等々、管理体制を十分にしておいて、事故あるときは早期対応に努めていただきたいと思います。

また、このことについて私も質問させていただきましたが、また答弁もいただきましたが、町長の考えを最後お願いします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えいたします。

ただいま9番議員御指摘のように、我々としても気づかないところがございます。そういった面で、今回の御指摘に沿って、JRとも交渉しながら前に進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はありませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 14ページの町営バス運行業務委託についてお尋ねいたします。

ちょっと説明のほうであったのかどうか聞いてないんですけども、予約ですから、前日までの予約なのかどうかですね、ちょっと確認したいと思っております。

それから、これは地域公共交通会議ですか、その中で協議して検討して決められたことだと思うんですけども、地元説明会でも、開かれていると思うんですけども、いろいろな意見があったと思うんですが、それについてはどう考えられているのかどうかですね、その点お尋ねします。

それから、ただいま亀井議員からのほうからもありました勝浦駅のトイレの関係ですけども、まだ今のところ所有がはっきりしていないわけですよ。敷地自体はJRの敷地内、建物もどういう所有か、ちょっとその点まだお答えをいただけてないんですけども。その場合、JRの敷地内でJRの持ち物であれば、JRがあのエレベーターと同じような感じで、町から委託料を払ってJRは工事しなければならないという点も出てくるんじゃないかと思うんですよ。ですから、これ十分協議してこの予算についてやってもらいませんと、後でそういうことが出てきましたら、大体JRの内部についてはJRが工事しているのがほとんどですから、業者関係につきましてもJRの関係の業者が入るとか、そういうようなこともいろいろ出てくると思うんで、その点十分確認していただいて、この予算についても、先ほど亀井議員からもありましたように、設計のほうもきちんとしていただく中で、そういう点も十分考慮して検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 町営バスの予約タクシーに対するお尋ねでございます。

今回、予約でタクシーを走らすような形になりますけども、基本は前日までに下里出張所のほうに連絡するという事で考えてございます。また、月曜日につきましては、もう金曜日までに予約をしていただいて、出張所のほうで手配をするという事で考えてございます。

地域公共交通会議なんですけども、こちらのほうではバス、タクシー、住民代表、運輸局、道路管理者、警察等で構成されておまして、そちらのほうの会議を8月31日に実施をしております。その関係で、若干使用料等の関係があるんですけども、今回追加の議案で条例改正をさせていただき予定となっております。

そしてまた、地元説明会なんですけども、浦神、向かいと西と、それから粉白地区について地元説明会をさせていただいております。その中で出た意見につきましては、予約というのは

しにくいんで、何とかならんのかというふうな話の中で、週3回でも定期的に走らせていただいたほうがいいんやけどもというふうな意見もありました。それもまた一つかと思えます。ただ、ほかの地区では、そうでもなくて、やはりもう少し意見集約を図ってできるだけ、今の考え方は、新宮潮岬線がなくなるということで、それを何とか補填したいということで、補助したいということで考えてございますけども、今後その利用状況を確認しまして、今後のことも検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

所有者についてでございますが、まだ現在調査しておりますが、ちゃんとしたものは出てきてございません。議員おっしゃいますとおり、JRのもし持ち物でありますと、当然事業主体がJRということになってこようかと思っておりますので、その辺もちゃんと調整いたしまして予算の執行を正しく行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 予約タクシーの関係なんですけども、やはり予約するというのが、高齢者がほとんど利用するんですよ。その人たちがその日、前日までに出張所がいている時間までに予約、まあ言うたら、行きと帰り両方予約せんなんわけですね。それで、そういうお年寄りの皆さんが困っている中で、それをやらなければ乗れないと。やはり高齢者の皆さんは、自分のためだけに、まあ言うたらその車を動かしてもらわんなんという様な感じを持ちますんでね。ですから、なかなか予約して、さあ私だけということになったら、あ、次はまた頼みにくいよとか、そういうことにもなりかねませんのでね。ですから、できましたら定期的に運行をしてあげていただきたいんですよ。それで、私も意見はいろいろ聞いたんですけども、やはり定期的な運行をお願いしたいと。なかなか前日まで、また月曜日の場合は金曜日までせんなんと。間に土日、2日またがるわけなんですけども、なかなかしにくい。そういうこともありますんで、ぜひ定期的な運行というのを検討してあげていただきたいんです。

バスにつきまして、今熊野交通が走っているバスにつきましても、調べましたら、現在走っているのが串本方面へ行くのが8本走っているわけですね。大体9時過ぎから17時ごろまで8本あるんですよ。それで、新宮方面へ行くのが9本、9時から17時ぐらいまで。大体1時間に1本ぐらいのあれで運行されているんですね。それがなくなるわけなんですね。ですから、もっときちんとした形で、定期的にもお年寄りの皆さんが乗りやすいような方法を考えたっていただきたいんです。

それと、ほかに意見で、粉白から高芝に抜ける県道がありますよね。どうせ国道走っても誰もいないんですから、その県道の中を走ってもらえないとか、それから浦神の場合、浦神の東集会所、東の一番端ですけども、そこから瀬田のバス停まで、今は皆さん来てるんですけども、こういう運行があるんであれば、そういうふうになんか少しでも距離を延ばしてもらえないか。もう5分もあれば端まで行きますんでね。ですから、そういうようなことも検討できないもの

か、ちょっとお尋ねいたします。

そして、トイレの関係ですけども、その点十分調査していただきませんか、予算は通ったわ、さあやろうかというて、もしそういうことがありましたら何もありませんのでね。ですから、ちゃんと、どういうトイレを改修することについてどれだけ理解されているのかどうか、あるのか調べていただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 予約タクシーの関係のお尋ねでございます。高齢者の方が今まで新宮潮岬線を活用されていたのではないかとということで、より乗りやすい形で運行できないかということかと思えます。

これにつきましては、私どもも十分考えさせていただきました。十分ではないかと思えますが、地域の説明会の中でも、やはり議員さんおっしゃられましたように、高芝地区については県道の中、それから浦神地区については、向かいから走らせてもらえないかというお話もございました。ただし、今の現状といたしましては、今までの在来の新宮潮岬線を補填するような形で、補助するような形で、どうしてもやはり乗られる方というのは本当に少ないんですけども、1日8便、9便あったとしても、ほとんど乗られてなくて、1人とかそういうふうな状況でございます。ただ、やはり交通手段がなくなれば、病院等かかれない、行けない方がございますので、太田線が今若干乗客数も減ってきてございますので、その線を活用しまして、予約タクシーを走らせて、どうしても行かなければならない方のためにこのような策を考えてございます。

そしてまた、先ほどもお話ございましたけども、県道とか向かいのほうまでという話がございましたけども、これからはやはり乗り合いタクシー、デマンドタクシーの方向に向かってまいります。以前にもデマンドタクシーということは検討させていただきましたけども、なかなか今の熊野交通の路線が走っている中では、まだ本町としては踏み込みにくい面がございました。ただし、今回につきましては、一つ予約制のタクシーということで、そういう使い方も試験的ということではございますが、やっていただきまして、将来は乗り合いタクシーを広めていくというふうな方向になりますので、まず第一歩としてこの路線を手がけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 町長にもお尋ねしたいんですけども、これからは高齢者がふえる一方ですよ。ですから、浦神地区見ても若い人はなかなか少ないと。今、漁業を中心に仕事をしている方についても、60代、70代の人が多くを占めているんですよ。ですから、これから高齢化が進むわけなんでね。今、総務課長も今後将来へ向けて検討したいということなんですけどもね、町長はどういうお考えでしょうかね。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えいたします。

この件については、担当課とも十分協議して、差し当たって今年度は路線バスの路線の部分についてカバーしていこうかと。将来的には、どれぐらいの利用者があるかということも含めて、議員おっしゃるように、予約はしにくいかもわかりませんが、そういうのは遠慮なしにさせていただくということで、その辺も考慮しながら、今後はその時期が出てくれば路線バス形式の定期路線的なような方向も考えられるかと思いますが、今回は今の状況で検討させていただきたいというところでございます。今後はその辺も含めて検討の課題としていきたいとは思っております。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 済いません。3番議員と9番議員の勝浦の公衆トイレのやつに関連なんですけど、3番議員が指摘されたことによって、その所有がわからんということですよ。その所有がわからんまま予算認めるというのは、議会のほうもできるだけ避けたいじゃないですか。この所有者がどこかというのはすぐわからないんですかね。

それともう一つは、9番議員さんのところで指摘されて、設計変更も検討するということがすよね。そのときに、僕は技術屋じゃないもんでわからんんですけど、そのときに予算の大幅は変更というのは大丈夫なんですか。ないんですか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

所有者につきましてでございますけども、観光産業課といたしましては、町のものということで把握してございまして、こういう予算を上げさせていただいております。その根拠となる書類、以前にJRのほうからいただいたという書類が、今回の御指摘いただいてからちょっと探しておるんですが、それがまだ発見できてないところでございまして、所有者は、前回も工事もさせていただいておりますが、100%とは、ちょっと書類がないんでよう言い切りませんが、町のもんやと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員御指摘の設計額の変更なんですけども、基本的な部分はずえずに、微調整といいますか、詳細な軽微な変更で対応させていただきたいと思っております。予算につきましても、予算の範囲内で対応できるように設計事務所と相談させていただきたいと思っておりますので、予算に関しましては変更なしで行かせていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 何点かお聞きします。関連してある質問もありますので、よろしく願います。

予約タクシーの件なんですけど、これ予算額53万8,000円ですか。これはこれから年度末までの予算で、年間通したら幾らになるんか。予約制なんで、これが1日3往復あるんですが、6便になるんですか。これ何便走らすつもの予算でつけてあるんか、それが1点と、19ページの児童福祉総務費の中の、ちょっとこれは聞き漏らしたんで、簡単にお聞きしたいんですけど、子育て世帯の低所得者の300人という話やったと思うんですけど、この低所得者の規定とかというのはあるんですかね。僕、300人も町内でおるのかなと思ってちょっと驚いたんですけど。これは世帯数でいうたら、2人子供おるところでいうたら世帯数は減ってくるんやと思うんですけど、その辺が1点と、21ページの衛生費の中の需用費の中の修繕料なんですけど、見込まれるというてちょっとお聞きしたんですけど、これしっかり端数まで出ているということは、もう予定される工事は決まっているんか、その辺と、トイレの件なんですけど、ランプの件で一応説明文をつくってくれるということやったんですけど、これオストメートのあるトイレ、全部ランプついてあると思うんですけど、そのトイレにもつけていただきたいというのが1点と、27ページの使用料及び賃借料の土砂置き場敷地借上料なんですけど、この中でも国と県と同じ金額やという説明やったんですけど、予算規模も違うんで、これちょっと勉強してくれるということと言えんもんじゃないかなと思うて、その辺。いろいろの今までの予算の中でも、国と県と同じ金額でいきますと言うんですけど、予算規模が違うんで、ちょっとまけてよと言うてもらえんのかな。そういうことは前提にないんかなということ。

〔「交渉はあるよ」と呼ぶ者あり〕

あ、そうですね。交渉ということなんですけど。

29ページの災害対策費の中の修繕費。ちょっとお聞きしたんですけど、下里の避難路の照明、これは地元自主防の2分の1の補助金なんかが1点と、32ページの小学校のこの登校坂の左側をやられるということなんですけど、これ学校と保護者会からの要望あった場所なんか。その反対側はどんなになったあるんかをちょっとお聞きします。

○議長（中岩和子君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 21ページ、節区分11需用費の修繕料854万3,000円でございます。緊急修繕用の当初予算500万円に加えて854万3,000円を追加しようという予算案でございます。委託先の上半期工事の関係でデータが出てございまして、25項目について提案をいただいております。その主な部分といたしましては、25年度に修理いたしました破砕機という部分がございます。その破砕機は新しく1号炉も2号炉もしておるんですが、そこから下の炉までつながる部分のところに、25年間維持補修はしておったんですが、抜本的な修理を行った経過がございません。現在、そこの部分に大きなふぐあい箇所が出てございまして、そのうちの大きなものとしたしましては、工事名を申し上げます。よろしいですか。

そういったことで、100万円単位の工事が4件ほどございまして、あと細かいものも含めまして25件予定しておりますが、その中で精査していきたいと思っております。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 町営バス、予約タクシーに対するお尋ねでございます。

積算の費用でございますけれども、下里出張所から浦神瀬田の停留所まで1便当たりの運行料が、業者のほうに見積もりをさせますと、2,800円ということでタクシー料金の見積もりが出ております。仮に週4回、往復で使いますと8便になりますけれども、この利用があった場合の1カ月の運行料ということで8万9,600円、約9万円ほどを見込んでおります。その6カ月分が今回の予算要求額で、53万8,000円となっております。1年間の利用料なんですけれども、これの2倍になりますけれども、約108万円ということになります。

それから、災害対策費のほうの下里避難路の関係でございますけれども、下里小学校裏の避難路誘導照明、これにつきましては地元の2分の1の補助ではなく、町が単独で設置、修繕を行うものでございます。これにつきましては下里小学校から電源をとって工事を行いたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

トイレのランプの件でございますけれども、町内いろんなトイレ改修してきてまして、オストメイト等々いろいろつけさせていただいております。その中で、町内のトイレを一度全部見させていただきまして、非常用のランプがない箇所については、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

あと、勝浦小学校の災害の復旧工事でございますけれども、以前に予算いただいております上り口右側の山の反対側斜面が台風によられて土砂が出てきております。そちらを直すということで今回の予算補正をお願いしてございます。要望等あったかどうか、ちょっと私のほう把握してございまして、申しわけございませんが、よろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） お答えさせていただきます。

昨年26年度、子育て世帯の臨時特例給付金の実績が1,309名でございました。ことしは、先ほど説明させていただいた中でも、低所得者に含める部分も追加するというので、去年はそこに該当する者については臨時福祉給付金の支給対象でございました。その対象者が270名でございました。それで、ことし、また所得によっても変わってくるんですけども、安全率を考えて300名という丸い数字をつくっております。それと、子育て世帯臨時特例給付金の対象者につきましては、基準日、平成27年5月31日における平成27年6月分の児童手当の受給者ということになっております。その中に所得の低い人もおられるので、その方を救済するためということで、先ほど申しあげました去年の実績から見て300名というのは、丸い数字にしておりますけれども、270名という数字がございましたので、それに追加させていただいている分でございます。

以上でございます。

〔12番東 信介君「低所得者の規定というのは」と呼ぶ〕

低所得者というか、その中で臨時福祉給付金の給付対象になる人ということで御理解いただ

けたらと思います。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員御指摘のありました道路橋梁費の中の節区分14使用料及び賃借料の金額の設定なんですけども、土地所有者のほうから1カ月当たり1平米100円という表示、提案がされております。議員御指摘のとおり、財政力につきましても国、県に比べて町は劣っているという分も十分相手方に再度説明して、一度再交渉させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 予約タクシーの件なんですけど、ということはこれは毎便走らすということ。予算的に考えるんだったら、1日8便と言ったですか。ということは、これは走らさんかったら予算は減ってくるということですか。決算のとき減らすということですか。もうこの予算で全便走らすということではなしに、予約のないときにはもう走らさないということ。

なかなか金曜日に予約して月曜日というのは、本当にある程度この辺の予算とったあつて、これの倍108万円で、かわりができるのであれば、例えばJRに乗りおくれた場合やったら、ちょうど瀬田から下里へ行くのに子供らでも乗っていけるような時間帯に設定してくれてあるんで、ぜひとも定期的にある程度、予約せんでも乗れるような状態にしてあげてほしいんですけど、その辺ちょっともう一度、ダブりますけど。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 予算の見積もり上では、週4回の利用があるのではないかとということで見積もりをさせていただいております。ですから、予約がなければ当然走らせません。多いようであれば、議員さん言われますように、できれば多い利用であれば私どもも定期路線ということも考えられますし、そういうことも考えていきたいと思っております。ただし、やはり今のところを見込んだ中では、利用が少ないんじゃないかということで、これからの乗り合いタクシー、デマンドタクシーの可能性もありますので、そちらの方向へ第一歩を踏み込んでいきたいと考えております。

また、子供につきましては、スクールバス等ありますので、そちらのほうを利用されてるかと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに。

10番津本君。

○10番（津本・光君） タクシーの件なんですけど、例えば予約連絡がなければ運行しないということもあるのであれば、実際に試験的にやってみるという先ほどの話もありましたが、浦神の東側のほうからもし電話で予約の要望があったような場合には、例えば瀬田から奥の方まで走ってもらう、そういう取り組みはできないものか。そうしないと、実際にそちらあたりのほうからの希望者がどのぐらいいるかというのは実態としてはつかめないと思うので、できることならばそういう対策をとっていただければありがたいなというふうに考えます。質問です。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 浦神の向かいから走らすことはできないのか。タクシーですから、当然そういうふうなお考えになろうかと思うんですけども、先ほども申し上げましたけれども、あくまでも在来線であります熊野交通の路線バスを補填、補助するというふうな、その路線を確保するというふうな、別の方法で代替の交通手段を確保するというで考えてございます。当然、議員さんおっしゃいますように、これからは乗り合いタクシー、デマンドタクシーの形になっていきますので、そういう利用の仕方というのは今後考えられるところかと思っておりますけれども、今回につきましては定期路線の代替の交通手段を確保する形で行っております。ですから、停留所もありますし、時刻表もあります。そちらのほうを御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

議案第60号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第8 議案第61号 平成27年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第8、議案第61号平成27年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 議案第61号平成27年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条です。歳入歳出予算の総額は補正をいたしておりません。

4ページをお願いいたします。

2、歳入、補正なし。

3、歳出です。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、人事異動に伴う補正でございます。

下の款4前期高齢者納付金、項1前期高齢者納付金、目1前期高齢者納付金と、その次のページの下でございますが、上の段ですが、款6介護納付金、項1介護納付金、目1介護納付金、それぞれ補正額、節区分19負担金、補助及び交付金の前期高齢者が3万1,000円の増額、そして介護納付金につきましては598万4,000円の減額となっております。決算見込み額に基づく増減でございます。

5ページ下の段です。款8保健事業費、項2保健事業費、目1保健事業費、補正額合計で69万6,000円でございます。節区分8報償費、補正額50万8,000円。これは健康優良家庭表彰を本年度制度改正をいたしております。先ほど少し述べさせていただいたんですが、世帯単位から個人単位で、1年間未受診、無受診の家庭ということで制度改正をいたしておる関係で、50万8,000円を補正させていただこうと思っております。節区分12の役務費でございますが、18万8,000円の増額。これも通知関係の御連絡を出す郵送経費でございます。

住民課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第61号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第62号 平成27年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第9、議案第62号平成27年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長関君。

○水道課長（関 正行君） 議案第62号平成27年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,097万5,000円にするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款5繰越金、項1繰越金、補正前の額3,093万6,000円、補正額22万7,000円、計3,116万3,000円。歳入合計6億5,097万5,000円となるものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出となっております。

款1総務費、項1総務管理費、補正前の額5,742万5,000円、補正額22万7,000円、計5,765万2,000円。歳出合計6億5,097万5,000円は歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括としまして、このページの歳入、次の5ページの歳出におきまして、それぞれ22万7,000円の増額をお願いし、歳入歳出同額の6億5,097万5,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

これは先ほど御説明させていただきました歳入でございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金に22万7,000円の補正をお願いし、計3,116万3,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節3職員手当等、節4共済費につきまして、人事異動による補正をお願いするものであります。

8ページ、9ページは給与明細書となっております。給与明細書につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第62号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第63号 平成27年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第10、議案第63号平成27年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長関君。

○水道課長（関 正行君） 議案第63号平成27年度那智勝浦町下水道費特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,121万9,000円にするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、補正前の額3,644万6,000円、補正額135万8,000円、計3,780万4,000円。歳入合計4,121万9,000円となるものでございます。

次の3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、補正前の額2,042万2,000円、補正額135万8,000円、計2,178万円。歳出合計4,121万9,000円は歳入と同額となっております。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括としまして、このページの歳入、次の5ページの歳出におきまして、それぞれ135万8,000円の増額をお願いし、歳入歳出同額の4,121万9,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金に135万8,000円の補正をお願いし、計3,780万4,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、人事異動によるものであり、補正をお願いするものであります。

8ページ、9ページは給与費明細書となっております。給与費明細書につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第63号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第64号 平成27年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第11、議案第64号平成27年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 議案第64号について御説明申し上げます。

議案第64号平成27年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,453万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,070万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款7繰入金から款8繰越金までの補正で、補正前の額20億5,617万3,000円、補正額3,453万

3,000円の増、計20億9,070万6,000円でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費から款4諸支出金までの補正で、歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入計、5ページの歳出計、同額でございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2その他一般会計繰入金、補正額72万4,000円の増につきましては、人事異動に伴う人件費の増でございます。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額3,380万9,000円につきましては、前年度繰越金でございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額205万6,000円のうち、節2給料から節4共済費までは、人件費の増に伴うものでございます。節25積立金につきましては、前年度実績確定に伴うものでございます。

8ページをお願いします。

款4諸支出金、項2諸費、目1国県支出金返納金、補正額2,230万円、目2支払基金交付金返納金、補正額1,017万7,000円、計3,247万7,000円のそれぞれの節23償還金、利子及び割引料につきましては、平成26年度の各負担金の交付額確定による返納金でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第64号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第65号 平成27年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第12、議案第65号平成27年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長関君。

○水道課長（関 正行君） 議案第65号平成27年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

第1条、平成27年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成27年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額4億3,270万4,000円に補正予定額1,300万7,000円を追加し、計4億4,571万1,000円とするものでございます。

第1項営業費用、既決予定額3億5,702万9,000円に補正予定額1,300万7,000円を追加し、計3億7,003万6,000円とするものでございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

支出でございます。

(1)職員給与費、既決予定額4,435万1,000円に補正予定額1,300万7,000円を追加し、計5,735万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

予算に関する説明書でございます。

収益的収入及び支出の支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、既決予定額7,755万8,000円に補正予定額28万6,000円を追加し、計7,784万4,000円とするものでございます。

目2配水及び給水費、既決予定額2,856万円に補正予定額467万9,000円を追加し、計3,323万9,000円とするものでございます。

目3総係費、既決予定額4,538万3,000円に補正予定額804万2,000円を追加し、計5,342万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費から目3総係費におきましては、人事異動に伴う補正でございます。

4ページ、5ページにつきましては補正予算給与費明細書となっております。記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第65号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第66号 教育委員会委員の任命について

○議長（中岩和子君） 日程第13、議案第66号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第66号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

〔議案第66号朗読〕

本町の教育委員として御尽力をいただきました土佐修平氏の任期が平成27年10月5日付をもって満了となります。その後任といたしまして山縣いずみ氏の任命同意をお願いするものでございます。

山縣氏につきましては、那智勝浦町立勝浦小学校育友会副会長、那智中学校育友会副会長を歴任され、町的那智勝浦町地域ふれあいネットワーク実行委員会コーディネーター、公民館運営審議会の委員、那智勝浦町子ども・子育て会議の委員などを務められております。また絵本の会よむよむの代表を務めるなど、幅広い地域活動を行っておられます。

任期につきましては、平成27年10月6日から平成31年10月5日までとなっております。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第66号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 発議第1号 那智勝浦町議会会議規則の一部を改正する議会規則

○議長（中岩和子君） 日程第14、発議第1号那智勝浦町議会会議規則の一部を改正する議会規則を議題とします。

局長より発議第1号を朗読させます。

○事務局長（伊藤善之君）

〔発議第1号朗読〕

○議長（中岩和子君） 発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

発議第1号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 発議第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

○議長（中岩和子君） 日程第15、発議第2号議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

局長より発議第2号を朗読させます。

○事務局長（伊藤善之君）

〔発議第2号朗読〕

○議長（中岩和子君） 提案理由の説明を求めます。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） それでは、提出理由を述べさせていただきます。

単純に言えば、ここに書かれているとおりなんでございますが、本町の今後の財政状況を考えて、議員に対する期末手当を廃止することなんです。そもそも私、議員になりましたら議会活動費というのをいただいています。毎月いただいています。それで十分に議会活動ができるんじゃないかという考えのもと、前回もやらさせていただきましたのでございますが、今後の財政状況を考えても、少しでもそれにお役に立てれば、ほんで議員活動がそれでそもそもできないというわけではございませんので、毎月の議会活動は毎月もらっている議員活動費でできると思いますので、皆様の御賛同をいただけるようどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） お聞きいたします。

これまでの行財政改革等の中で、既に身を切る改革といいますか、進めてきているわけですね。当初、ここの議場にも椅子、机がありますように、30名あったと。そういった中で、今現在議員数は12名まで減少していると。そして、議員報酬につきましても、小泉内閣の改革の後で、小泉改革の後で議員報酬も削減したと。そして、委員会手当等なども廃止されていると。そういうことで、既に今現在までに身を切る改革というのはしているわけなんですけども、その点についてどのようにお考えかどうかお尋ねします。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） お答えします。

私議員になってから定数が削減というのを、14名から12名、2期目のときにありました。そのときに私、定数削減には反対させていただいたんですよ。そもそもそのときに私の考えは、議員報酬を減らしてでも定数をふやすべきやという考えのもとがあったもんですから、議会費を減らすというなら、報酬を減らして定数をさわるべきじゃないと思っています。今回、この報酬、議員に期末手当に関する予算というのは850万円ぐらいだと思います。それを削減しても、僕は14名に戻してもええんじゃないかという、いろんな議論を深めるためにも、議会活動を活性化させるためにも、そちらのほうを今後提案したいとも考えております。よろしいですか。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 議員数については、これまで14名を12名にしたというのは、皆さんの多数の意見がそういうことでしてきたと思うんですよ。あなた自身の意見はそういうことであったかもしれませんけど。ただ、その報酬関係を減らしていくということは、議員活動する上において、私思うのには、若い人たちの、やはり40代、50代、子育て世代の人たちが挑戦するにはある程度の活動できるだけの報酬といえますか、そういうものがなければなかなか挑戦してもらいにくい、そういうこともあります。

それに、今後の財政状況ということなんですけども、今現在町の26年度の決算見ましても、一般会計に占める議会費の割合は1.1%と大変低い。それから、26年度の決算の状況で健全化判断比率の報告を見ましたところ、連結実質赤字比率は黒字と、それから実質公債費比率も4.2でまだまだ大丈夫だと。ですから、今後の起債の状況を見ながら、大規模事業が進められていく中で、どのような財政状況になるのか十分に見きわめながら、その中でこの点については検討したらよろしいんじゃないかと私自身は思うんですけども、どうでしょうかね。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） お答えします。

26年度の決算の状況でも財政は良好ですよ。それは僕も承知しております。そしてまた、今後、皆様も御承知だと思うんですけど、大型事業をどうしても進めていきたい、いかなければいけない事業もあるのも御存じだと思います。その中で、財政状況が悪くなるというのは、今より厳しくなるというのは皆さん御存じだと思いますよ。その状況に関しては、皆さんそういうお考えは十分理解されてると思います。

ほかに何と言いました。

それで、議員活動に支障を起こすということなんですけど、子育てとかそういうことも若い子やったらなされると言われていたと思いますが、これはあくまでも議員活動費で、生活費として法的根拠はないですよ。議員活動費として僕はいただいているもんですよ。ほんで、そしたら月々の21万円ですか、議員活動費はいただいている、それで僕は十分やっていくべきやと。町民の方々から議員活動費としていただいていると思っております。それを期末手

当という形でもらっている分はお返ししてもええんじゃないかという考えのもとで、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎議員。

○3番（下崎弘通君） 確かに議員活動費なんですけどもね。ただ、各自いろんな生活もあり、その中で安定した生活の中で議員活動を進めなければならない。そういうことの中でも、まだもう少し町の財政状況を見ながら、これについては検討していけばいいんじゃないかと私自身は思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑ございませんか。

1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 議員活動費ということですが、それぞれの議員がそれぞれの活動をすると思うんです。費用対効果をしっかりとすれば僕はそれでいいと思っています。那智勝浦町の利益のためにどこまでできるかというのが僕は大事だと思っています。私は前回、その前のときに議員にさせてもらって提案させてもらった場合に、ふるさと納税というのを提案して、それまでなかった産品で、現在4,000万円を超えてますが、そういうふうないろんな意見を言い、そしてまた東京のほうへも行き、活動して、そして皆さんにお願いして回ってきました。もちろん僕ではなく、いろんなやり方があると思いますけど、それをしっかりやって、勝浦のために頑張れるというのも重要やと思います。してない人はしてない人で、別に自分のやってない部分があるとすれば、それを返納するのは自分の考え方で幾らでもやれると思います。だから、それを全てに同じようにしようというのは私は間違っていると思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 意見やね。ちょっと質疑にして。

8番。

○8番（引地稔治君） お答えいたします。

各自、議員活動にかかる費用というのは当然違うと思います。費用対効果というのはちょっとわからないですが、議員活動としてかかる費用は、それは身銭切ってもっと出せる方もおられるでしょう。おられるかもわかりません。その中で、僕はもともと地方議員というのは、前回、元議員の蜷川議員さんも、地方議員は基本はボランティアと考えていると言っていました。僕は、議員はもう役損やという考えのもとで、21万円の月々の議会活動費で十分僕はやれると思います。僕はですよ。皆さん、活動費いろいろ違うと思うんですよ。そういう考えのもとで提案させていただいたんですけどね。

そしてまた、先ほどちょっと言うたね、議員活動、予算は850万円削った分をもっと広い、大勢の人が議会活動できるように、議会の活性化になるためにも、住民の声を聞き入れるというのなら人をふやすべきやという考えのもと、減らした分、今回は提案してないですよ。でも、2名、850万円減らした中で十分できるんじゃないかという、そういう考えのもともあり

まして出させてもらったわけでございます。

○議長（中岩和子君） 1 番荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） 今の意見はそちらの意見もあると思うけど、やっぱり費用対効果をしっかりとできるように、どこまでやれるか。那智勝浦町の場合は、皆さんほかのいろんな方に聞くと、今問題になっている政務調査費というのがありますが、そういうのもあるんかと。今先ほど、下崎3 番議員も言われたように、いろんな部分である程度は削ってきて、今1.1%ですか、全体予算の、という状況の中で、それを十分に生かして頑張るってやろうという意識もあってやります。余って使わないところもあるのであれば、個人の判断でそれを返納するやり方も、何も言わなくて、できると思います。やり方があると思います。だから、そういうふうにやったらいかがですかと先ほどお伺いしたんです。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

5 番石橋君。

○5 番（石橋徹央君） 今、地方行政の問題として、全国的に地方議員のなり手の不足がこれから問題として表面化していきます。そんな中でその対策として、50歳以下の議員は報酬を議長と同等にしようということ、町議会議員の年齢の若返り化に成功している市町村もあります。報酬削減はいいんですけども、そういう若手の立候補者の門を閉ざす可能性があるのではないかと私は懸念があるんですけども、その点についてよろしくお願いします。

○議長（中岩和子君） 8 番引地君。

○8 番（引地稔治君） 地方議員の議員に立候補してこられる人が少なくという問題が起きているということですよ。私は、それは報酬じゃないと思うてますよ。前回も言うたんですけど、報酬どうのこうの、議員の報酬が幾らあるから議員になろうとか、なりたいたとか、そんな心構えではないと思いますよ。ほんで、大体議員に立候補したくても、本音ではですよ、僕、現実には選挙という洗礼を受けなくちゃならないでしょ。その選挙という洗礼を受けるのに、完全に当選するという確約はありませんよね。だから、それに懸念もあってなかなかようしませんというのが現状やと思うてます。現実ですよ。ただ、議員の報酬が安くても、たとえ10万円だったとしても、僕も町民の中で話してる若い子の中でも、僕、議員になれるんやったら報酬が幾ら少なくとも、ああいうとこで物が言えるんやったら議員になりたいと。しかしながら、選挙という洗礼を受ける、私は選挙に受かる自信がありませんのでよう立候補しないんですよ、僕、これが本音やと思います。私はそのように考えております。よろしいでしょうか。

○議長（中岩和子君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

原案について賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案について反対の討論はありませんか。

どちらですか。賛成ですか。反対の討論ですね。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 私も議員の活動を始めてまだ数カ月しかたちませんが、議員の活動をやっていこうと思ったときに、住民の声をしっかり聞きながらやっていこうと思ったときには、やっぱり生活を犠牲にせんとできないですね。そのときに、仕事を持っている人は、悪いですが、やっぱり兼業では十分活動は私はやっていけないと思います。特に誰かに雇われている人というのが、ある程度の生活の保障がなければ、議員になって頑張ってやろうということは保証できないというふうにこの間やっぱり思いますね。ほんで、私もこの間いろんなことで調査をしたりしますが、誰かに、ここは政務活動費というのは勝浦はないんですかって聞いたことがあるんです。政務活動費というのは問題になってますけども、やっぱりしっかり町政を見ながら、それに対してのいろんな発議も含めて考えていこうと思ったときには、やっぱり一定の活動が要ります。それを抜きに、仕事をしながらでもやれるのであれば、僕は中途半端になると思います。そういう意味では、若い人は特にそうですが、やっぱりこれに入ろうと思ったら、自分の生活を捨てないとだめだと思います。そういうことでないと、本当にこの町政全体の流れをずっと見ながらやっていく活動については、やっぱり一定の制限がかかってしまいます。そうすると、ここでやれる者は誰かといえば、兼業してる者、そしてそれを自営をしている者が大体主になってきます。それともう一つは、私のように定年しても安定してある程度生活できるなど、そういう人たちがここで活動する場所になっては、やはりいろんな人たちの声を本当に真剣に受けとめて議会運営、それに町政を進めていくという取り組みには参加できないというふうに思います。したがって、私はこの発議に対して反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 原案について賛成の討論はありませんか。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 私が8番議員と全て理由は一緒ではありませんが、やはり議員というものは思いが大事ということで、私自身はそういう思いで、合併問題以来、町政のことを思うつもりで、私も農業で暮らしていますが、生活は苦しい、十分ではありませんが、思いでやってきましたので、それで特にこういう地方でしたら、皆さん収入がやはり少ない方が多い。よく町民の皆様から、あなたたちは常勤でないけども、ボーナスもいただいてうらやましいというような声も、半分皮肉もあるし、もっと頑張れという意味も込めて言われると思うんですけども、そういうことをよく言われますので、やっぱり月々の報酬を、もう毎月毎月いただいているだけでも十分なのかなと。その範囲で頑張らなければいけないのかなという思いがありますので、私は賛成でございます。

○議長（中岩和子君） 原案について反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

11番森本君。

○11番（森本隆夫君） 投票によって採決をお願いします。

○議長（中岩和子君） この採決は記名にしますか、無記名にしますか。

森本議員。

○11番（森本隆夫君） どちらかといいますと、無記名にしようか何にしようかというのは、双方が出てきたときに、今度どちらかにするかというのは無記名投票で決めるんですよ、その表決は。

○議長（中岩和子君） そしたら、記名も出てるんですね。

〔「僕は記名でお願いします」と呼ぶ者あり〕

記名ね、はい。

この採決については、森本君ほか1名から記名投票にされたいとの要求がありましたので、記名投票で行います。

これから発議第2号について採決を行います。

この採決は記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（中岩和子君） ただいまの出席議員は、議長を除き11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番荒尾君、7番曾根君を指名します。

投票用紙をお配りします。

〔投票用紙配付〕

○議長（中岩和子君） 念のため申し上げます。本件について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載し、余白に自分の氏名もあわせて書いてください。記載をお願いします。

再度申し上げます。本件について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載し、余白に自分の氏名もあわせて記載をお願いします。

〔「済いません、氏名はフルネームでしょうか」と呼ぶ者あり〕

はい、フルネームでお願いします。

〔「議長、議事進行じゃないんですけど、前回余白を勘違いして名前を書き間違えたと思うんですけど。前回、記名式の名前を書き忘

れた人は、余白という説明がわかりにくかったというようなことを聞いたんですけど」と呼ぶ者あり]

賛成、反対と書いて、お名前書いていただいたらええんですよ。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（中岩和子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（中岩和子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1 番、7 番、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（中岩和子君） 投票の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 ゼロ票です。

有効投票のうち

賛成 3 票〔曾根和仁、引地稔治、東 信介〕

反対 8 票〔荒尾典男、左近 誠、下崎弘通、石橋徹央、金嶋弘幸、亀井二三男、津本・
光、森本隆夫〕

以上のとおり、反対が多数です。したがって、発議第 2 号は否決されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 16 意見書第 1 号 国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書（案）**

○議長（中岩和子君） 日程第 16、意見書第 1 号国民的合意のないまま安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書（案）を議題とします。

局長から意見書を朗読させます。

○事務局長（伊藤善之君）

〔意見書第1号朗読〕

○議長（中岩和子君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 皆さん御存じのように、もう16日か17日に国会で強行採決されようとしております。きのうは、ニュースではなかなか報道されないんですが、連日国会の周辺では抗議行動が行われております。きのうも豪雨の中、5,000人ほどの集会が行われて反対の動きが強められております。ほんで、国民のやはり7割以上が反対しているこういう内容ですから、今国会での成立に反対していくということで多くの国民の皆さんが思っておられます。そして、政府のほうは、この法案については最高裁判所が判断するもの、最終的には、ということとで答弁をされておりましたが、元最高裁の長官の方たちもこの法案についてはやはり憲法違反であるということを確認しております。

そういう意味で、強行採決をすとなれば、やはり日本がこれまで培ってきた立憲主義、それから民主主義、平和主義、こういったものが本当に根底から崩されることになると思いますし、これを認めてしまうということになれば、これからの社会、大変なことになってくるんじゃないかなというふうに思います。そういう意味では、戦後の日本に汚点を残す法案じゃないかなというふうに考えております。

よって、今回の本会議でこの意見書が採択されることをお願いして、提案を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中岩和子君） 提出者に対して質疑を許可します。

質疑はありませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 私、今の日本の国防ということに関して非常に不安を持っております。ほんで、国防、国を守れなったら経済の発展も教育もくそも何もないですよ。まず国防が一番大事だと思っております。この法案なしに国防というには僕生ぬるいと考えているんですが、今の法案、それについてはどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） お答えします。

多分国防と言われたときに、字を見てもらえば、国を防ぐということですね。したがって、個別的自衛権の問題は、この間歴代の内閣が認めておられます。私はそれも承知しております。だから、国防という限りはそういうことだろうと思います。しかし、ここでこの法案で問題になっているのはそういうことじゃなくて、日本の自衛隊がアメリカ軍とともに海外で戦争する、これがこの法案の一番の狙いなんです。多分そこで抑止力の問題等が言われると思うんですが、その抑止力は、中国、例えば北朝鮮、このことで多分言われると思うんですけども、ここでその抑止力だけでこれを、政府のほうはいろいろ答弁のときにそういうことを申ししておりますが、ここが本質的な狙いじゃないと。だから、最終的に地球の裏側まで行っても、アメ

リカの兵と、その証拠に、この間自衛隊のほうが先行して既にいろんな訓練をやっております。この間、ヘリコプターが墜落しましたが、あのヘリコプターが墜落した米軍の訓練は、あれ特殊部隊の訓練です。ビン・ラーディンがアフガンで、アメリカがビン・ラーディンを探索するときに一番先頭になって向かったのがあの軍隊です。ということは、今の訓練はただ単に日本を守るということじゃなくて、例えばイスラムのいろんなことに、PKOとかも含めてですが、参加していくということの流れにつながっていく訓練だというふうに私は考えております。

日本が国防、国防というて、自衛隊でも相当のかなりの軍事力です。そのときに日本が、相手が軍備を強めたからこっちも軍備を強めるということで、軍事対軍事の力関係になっていきますと、完全に軍拡競争に日本が引き込まれていくことになる。日本は、もう皆さん御存じのように、7基ですか、原子力があります。この原子力発電所のとこに、まかり間違ってもミサイルがぼんと落ちるようなことになったときに、日本は本当にもう生活できる国ではなくなってしまいます。そういったことを考えたときには、軍事対軍事のいわゆる均衡路線を持っていくということは、これは基本的に間違いだと思います。日本は平和憲法を持っているわけですから、これに基づいて平和的な外交をする。あくまでも対外的に平和的な外交を進めていく。そのことによってそういう軍拡での戦争を引き起こさない。仮に問題が起こったとしても、それを戦争までに発展させない。そういう外交的な努力を絶対やっていかな日本は守れないと思います。

そういう意味での自衛隊が今存在している限り、外国から攻められたら日本を守っていくと、これは当然のことだろうと思います。けども、そこにある日本の軍隊、結構装備は大概のもんです。そのところをよくわかって私たちも対応しないと大変なことになってくると思います。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） この法案は、先ほど答弁の中で、アメリカ軍と一緒に戦争すると言いましたが、戦争する法案では、この法案は戦争に参加するための法案じゃないと思うんですけど、どうですか。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） この法案は、だから皆さん、7割の方が今国会で早急に決めるべきじゃないと言ってるんです。それほど問題なんです。この法案は参議院の中で、衆議院のときもそうですが、衆議院、100時間ほど時間をかけた論議の中で107回審議がストップしてるんです。わかりますね、ここでいろんなときに審議ストップしますね。ああいうのが107回も続いているんです。今回、参議院だけでもこの間は、この間60時間のときで77回、もう既に100回のいわゆる審議ストップかかっているんです。その中でもめてるんです。そういう法案をなぜ無理やりにごり押ししようとするんかというところが一番問題なんですね。

先ほど、アメリカ軍と一緒に戦争に参加するんじゃないで、あの法律の中には10項目の法律があるんですよ。その中にそういうのがあるんです、全部。だから、みんな反対するんです。

必ずもう戦争と。だから、最終的に政府が答弁したのは、アメリカとじゃなかったとしても、一緒に行動している友好国であれば日本はそれに参加しますよと、ここまで中谷大臣言ってるんです。だから、アメリカと一緒に戦争行動に参加するというのは、これはもう、だからあれが出てくるんです。兵たん問題が出てくるんです。そこをわかってないとこの問題はできないと思います。

〔12番東 信介君「議事進行」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 一番最初の説明の中では、この法案に対する反対が70%と、2回目の説明の中では、まだ早いというデータが70%。これはどういうところから出たデータなんか、その辺精査したほうが、この議会の中で数字を言う場合ははっきりしたほうがええと思うんですけど、その辺いかがですかね。

○議長（中岩和子君） ちょっと待ってください。

休憩して、ちょっとその根拠を聞かせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時48分 休憩

15時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

ただいまの東議員の議事進行については、津本議員が提案理由の説明の中で「国民の7割が反対している」と発言し、質疑の中では「国民の7割が時期尚早である」旨の発言がありました。その発言について、津本議員から発言の訂正をさせます。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 先ほどの件ですが、私の発言で2カ所言い方が違ったということで、修正の動議があったわけですが、修正をさせていただきます。

最初のほうでは「国民の7割が今国会での成立に反対」ということで、こちらのほうで私の意見とさせていただきます。

この際、補足ですが、7割が反対のやつも、ある新聞社の報道によればということで、訂正をさせていただきますので、それでよろしいでしょうか。

以上、答弁します。

○議長（中岩和子君） ただいまの津本議員の修正に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、修正させていただきます。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

7番曾根君。賛成討論。

○7番（曾根和仁君） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほどの津本議員から提出された意見書を読みますと、今の安保関連法案の中身に賛成、反対ということではなくて、この審議の手順ですとか結論の出し方を慎重にという意味ですね。先ほど津本議員の質疑だと、ここの意見書以上にちょっとその法案の賛否に触れることまで言っておられましたけども、これきちっと読んでみますと、その賛否を言うのではなくて、国民の合意を得て初めて見直しを行うべきだということなんで、そういう意味でしたら非常に穏当な内容でありますし、私がとってる新聞は朝日新聞ですけども、直近のほうですと、たしか6割、7割ではなかったですけど、6割台が反対もしくは慎重という意見でしたので、やはり我々地方議員としても、また国会議員も一緒だと思うんですけど、民意を重んじるということですかね、尊重するという意味では、そして政権与党が全てこういう重要な問題を白紙委任されたわけではないので、もしこういう憲法の根幹に触れるような問題やったら、衆議院を解散して民意を問うぐらいして初めてこの法案の採決を図るというほうが、より慎重を期すという意味では妥当だと思いますので、そういう意味では、今回この提出された意見書については内容的には妥当でありますし、同様の内容の、私が調べた限りですと、同じ県内でもお隣の串本町さんですとかかつらぎ町、日高町さんも、こういう反対とかじゃなくて慎重な審議を求めるといような同じような意見書を提出してますので、確かに日程は押し詰まっているんですけども、まだこの意見書を出す意味はあるのかなと、筋を通すべきじゃないかなと思いますので、賛成をいたします。

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

意見書第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立少数です。したがって、本案は否決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 請願、陳情の委員会付託について

○議長（中岩和子君） 日程第17、請願、陳情の委員会付託についてを議題にします。

局長から陳情文書表及び陳情書を朗読させます。

○事務局長（伊藤善之君）

〔陳情文書及び陳情書朗読〕

○議長（中岩和子君） ただいま局長朗読のとおりです。陳情文書表のとおり、陳情受理番号27年

1については厚生常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時21分 散会